# 景観法に基づく行為の届出 の手引き

平成31年4月 山 形 市

## 目次

1	はじめに	1
2	景観計画区域	2
3	届出対象	4
4	届出の流れ	7
5	届出等が景観形成基準に適合しない場合	8
	(1) 助言・指導	8
	(2)命令・勧告	8
	(3)公表	8
	(4) 罰則	8
6	届出に必要な書類	9
	(1) 届出に必要な書類	9
	1)事前協議	9
	2)行為の届出	9
	3)完了報告	9
	(2) 行為の区分に応じた図書	10
7	景観形成基準の解説	22
	(1) 景観形成基準における景観形成の方向性について	22
	(2) 景観形成基準の項目別解説	24
	1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更.	24
	2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更.	45
	3)都市計画法に規定する開発行為	56
	4)土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	59
	5)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	61
	6) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明.	63

## 1 はじめに

山形市は城下町より発展してきた歴史・文化の豊かなまち、緑豊かな山々に囲まれた自然あふれるまちです。しかしながら、人々の生活様式の多様化や経済活動の進展に伴い、景観を取り巻く環境は大きく変化しており、存在そのもの、又はその価値が失われつつある景観が存在します。一方で、山形市の成り立ちを知る上で重要な自然や、歴史・文化的な意味を持ち、現在でも受け継がれている景観もいくつも存在します。

山形市は中核市移行に併せて、景観法に基づく「景観行政団体」に位置付けられることから、市 民・事業者・行政の協働の取り組みである景観まちづくりを進めるため、「山形市景観計画」を策定 しました。

当計画の策定に伴い、景観計画区域内においては、「景観法」及び「山形市景観条例」に基づき、景観への影響が大きい一定規模以上の建築行為や開発行為等を行う場合、あらかじめ届出が必要になります。

この手引きは、届出の手順や、景観まちづくりに向けたエリア別の行為の制限(景観形成基準) のほか、その意図について理解を深めていただき、秩序ある行為の実施を推進するために作成した ものです。



## 2 景観計画区域

山形市景観計画では、「景観計画区域」を山形市全域としています。

さらに、地域ごとの景観特性や課題を踏まえ、市全域を3つのゾーンと9つの景観類型に分類しています。

この景観類型の分類に基づき、景観形成の方向性や遵守していただく行為の基準 (景観形成基準) が異なります。詳しくは22頁以降の「7 景観形成基準の解説」をご覧ください。

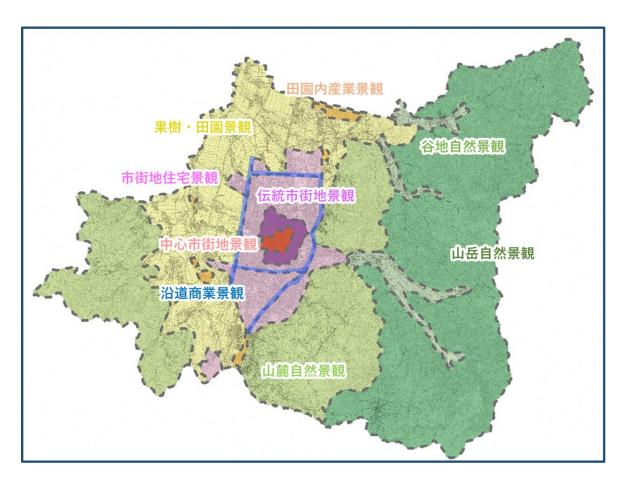


図 2-1 景観計画区域の類型区分

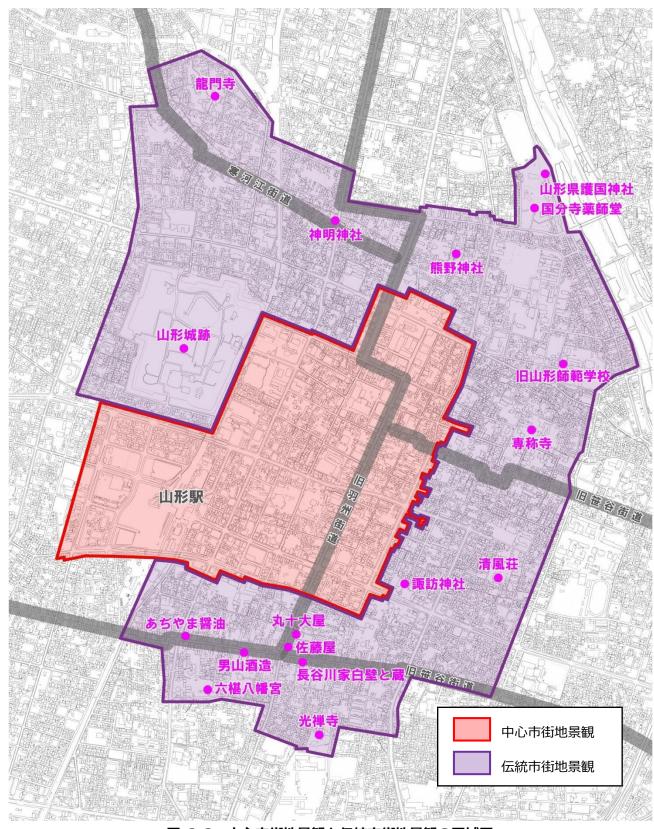


図 2-2 中心市街地景観と伝統市街地景観の区域図

## 3 届出対象

景観計画区域(山形市全域)において、下記の行為を行う場合で、かつ届出対象規模(次頁参照) に該当する場合は「景観法」及び「山形市景観条例」に基づき、あらかじめ行為の届出が必要になります。

#### 表 3-1 届出対象行為

- 1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
  - ア 屋根及び柱若しくは壁を有するもの
  - イ アに附属する門、塀
  - ウ 観覧のための工作物
  - エ 高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫など
  - オ ア〜エの建築設備
- 2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
  - ア 木柱、鉄柱、RC柱、合成樹脂製の柱、煙突その他これらに類するもの
  - イ 物見塔、電波塔、装飾塔、アンテナその他これらに類するもの
  - ウ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路(支持物を含む)
  - エ 物の製造、貯蔵、処理の用に供する施設
  - 才 自動車車庫
  - カ 高架水槽、サイロその他これらに類するもの
  - キ 太陽光発電施設
  - ク風力発電施設
- 3) 都市計画法に規定する開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

- 4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
  - ア 土地の開墾
  - イ 土石の採取
  - ウ鉱物の掘採
  - エ ア〜ウのほか、切土、盛土を行うことなどにより土地の形状が変化する行為
- 5)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
  - ア 屋外における十石の堆積
  - イ 屋外における廃棄物の堆積
  - ウ 屋外における再生資源の堆積
  - エ 屋外におけるその他の物件の堆積
    - ※その他の物件とは、コンクリート製品や型枠などの建築資材・器材、工場における運搬用パレット、木材・金属などの原材料・製品など
- 6) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の 外観について行う照明

届出対象規模の建築物及び工作物に行われる当該照明

#### 表 3-2 届出対象規模(1/2)

①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ■建築物・工作物 市街地ゾーン(中心市街地景観・伝統市街地景観 高さ:15m超 15m閊 ※建築物と工作物が一体とな って設置されるものを含む 15m 建築(築造)面積:500㎡超 外観:外観の1面あたりの 500 m超 面積の 1/2 超 面積の2分の1を超 える外観の変更 ■太陽光発電施設 モジュールの面積の和 面積:500㎡超 ※面積は、太陽光電池モジュ ールの面積の和とする。 -団の土地 ! 500 ㎡超 ■建築物・工作物 自然ゾー、市街地ゾー 15m閊 高さ:15m超 ※建築物と工作物が一体とな って設置されるものを含む 15m 難(難) **1,000 2 0 2** (沿道商業景観 1,000 ㎡超 外観:外観の1面あたりの 面積の 1/2 超 面積の2分の1を超 える外観の変更 ■太陽光発電施設 モジュールの面積の和 市街地住宅景観 面積:1,000㎡超 ※面積は、太陽光電池モジュ ールの面積の和とする。 団の土地 1,000 ㎡超

#### 表 3-3 届出対象規模(2/2)

#### ③都市計画法に規定する開発行為

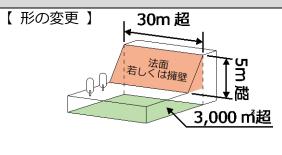
■行為によって生じる法面 若しくは擁壁

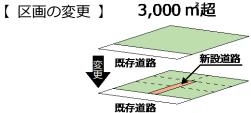
高さ:5m超 延長:30m超

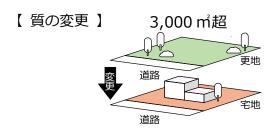
■行為の規模

面積:3,000㎡超

市全域







#### ④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

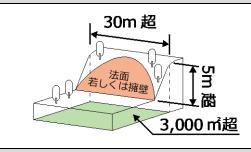
■行為によって生じる法面 若しくは擁壁

市全

高さ:5m超 延長:30m超

■行為の規模

面積:3,000㎡超



#### ⑤屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

市全

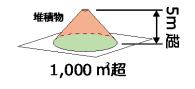
■行為によって生じる堆積

高さ:5m超

面積:1,000㎡超

※堆積の期間が30日を超える

ものに限る



⑥夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観 について行う照明

市全域

届出対象規模の建築物及び 工作物に対して行われる、

照明の新設・移設及び色彩

等の照明方式の変更

※催し等のための一時的なもの、 試験・研究のためのものを除く



### 4 届出の流れ

届出の対象となる行為を行う場合は、事前協議、行為の届出を経て、行為の着手が可能となります。

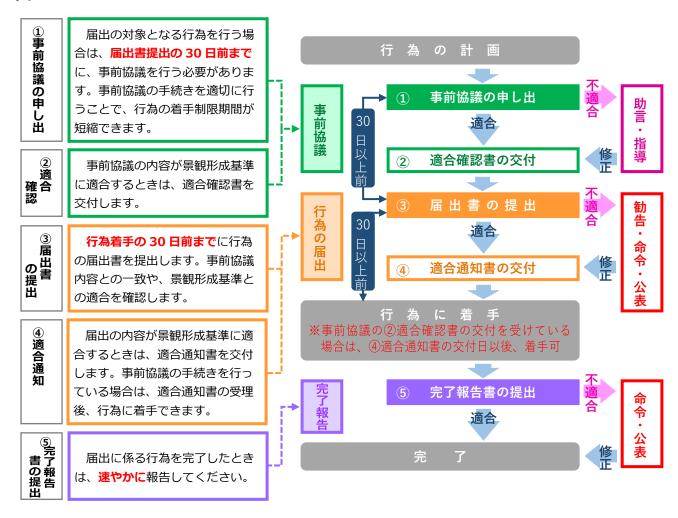


図 4-1 届出のフロー

#### 【注意事項】

- 1 届出書類が揃っていないと、届出を受理することができません。
- 2 行為の着手制限の考え方



例えば、7月1日届出書受理の場合、8月1日以降、工事着手可能

- 7月15日届出書受理の場合、8月15日以降、工事着手可能
- 9月1日届出書受理の場合、10月2日以降、工事着手可能
- 9月15日届出書受理の場合、10月16日以降、工事着手可能
- ※ただし、届出の内容について、実地の調査を必要とするときなど、着手制限期間の延長が通知された場合は、最大90日間行為に着手することができない場合があります。
- 3 根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事は、行為の着手の制限には該当しません。

## 5 届出等が景観形成基準に適合しない場合

事前協議や行為の届出等の内容が、景観形成基準に適合しないときは、次のような措置を行う場合があります。

#### (1) 助言・指導

事前協議又は届出に係る行為が景観形成基準に適合しないときは、助言や指導を行う場合があります。

#### (2) 命令・勧告

届出内容が景観形成基準に適合しないときは、設計変更等の勧告を行う場合があります。

また、特定届出対象行為(変更命令の対象となる行為\*)が形態・意匠の基準に適合しないと きは、設計変更等の命令を行う場合があります。

※建築物の建築等及び工作物の建設等

#### (3) 公表

勧告や命令を受けたものの、正当な理由なく当該勧告又は命令に従わないときは、あらかじめ 当事者に意見を述べる機会を設けた上で、次に掲げる事項を公表する場合があります。

- ・届出者の氏名及び住所
- ・対象となった行為及び位置
- ・勧告又は命令に従わなかった事実

#### (4) 罰則

届出を行わない、又は変更命令に従わないとき等は、次のとおり、景観法に基づく罰則が適用 される場合があります。

対象行為	罰則		
変更命令違反	50万円以下の罰金		
無届・虚偽の届出	3.0万円以下の罰令		
行為の着手制限違反	30万円以下の罰金		

表 5-1 景観法に基づく罰則(一例)

## 6 届出に必要な書類

#### (1) 届出に必要な書類

事前協議、行為の届出、完了報告に必要な書類は下記のとおりとします。 なお、行為の届出の際には、事前協議で提出した図書と同一の図書を省略することができます。

#### 1) 事前協議

- ①景観計画区域内行為(変更)事前協議申出書
- ②行為の区分に応じた図書(次頁参照)

#### 2) 行為の届出

- ①景観計画区域内行為(変更)届出書
- ②行為の区分に応じた図書(事前協議時に提出した図書は省略可)

#### 3) 完了報告

- ①景観計画区域内行為完了等報告書
- ②4方向以上から撮影した完了後の状況を示す写真 (色彩を識別することのできるものに限る。)
- ③②の写真の撮影位置・方向を図示した図面
- ④その他市長が必要と認める図書

#### 様式の入手・相談・届出の窓口

■山形市 まちづくり政策部 まちなみデザイン課

〒990-8540 山形市旅篭町二丁目3番25号

TEL: 023-641-1212 (内線 512) FAX: 023-624-8903

E-mail: machinami@city.yamagata-yamagata.lg.jp

■公式ホームページ

URL: http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp

## (2) 行為の区分に応じた図書

表 6-1 行為の区分に応じた図書(1/5)

行為の区分	図書の種類	図書に明示する事項	備考
❶建築物の	付近見取図	(1)縮尺及び方位	
建築等	(縮尺 1/2,500 以上)	(2)行為地	
❷工作物の		(3)道路、鉄道、河川その他目標となる土地、建物等	
建設等		(4)現況カラー写真の撮影位置	
	現況カラー写真	行為地及び周辺の状況が分かる写真	4方向以上
	配置図	(1)縮尺及び方位	
	(縮尺 1/100 以上)	(2)敷地の境界線	
		(3)届出の対象となる建築物又は工作物の位置	
		(4)敷地に接する道路の位置及び幅員	
		(5)土地の高低	
		(6)外構施設の位置及び材料	
		(7)敷地内その他の建築物、工作物及び広告物の位置	
		(8)寸法	
		(9)眺望することができる主対象の名称並びにその眺	
		望方向及び視点(市街化区域を除く)	
	立面図	(1)縮尺及び方位	(1)4面以上
	(縮尺 1/50 以上)	   (2)外壁及び屋根の材料の種類、仕上げ方法及び色彩	(2)色彩はマンセル
		(3)開口部、屋外附帯設備、軒等の位置、形状及び色彩	値で表示のう
		(4)広告物の位置、形状及び色彩	え、着色するこ
		(5)寸法	と。
	平面図	(1)縮尺及び方位	
	(縮尺 1/100 以上)	(2)各階の間取り及び用途	
		(3)寸法	
	屋根伏図	(1)縮尺及び方位	
	(縮尺 1/100 以上)	(2)屋上附帯設備の位置	
		(3)寸法	
	緑化計画図	(1)縮尺及び方位	
	(縮尺 1/100 以上)	(2)保存する樹木、伐採する樹木、植栽する樹木等の	
	(配置図と兼用可)	位置、樹種、樹高及び本数	
		(3)寸法	
	完成予想図	(1)方位	マンセル値の表示
		(2)色彩	は不要
		(3)周辺の状況	
	景観シミュレーション図	(1)届出の対象となる建築物又は工作物	(1)景観の変化を表示
	(完成予想図と兼用可)	(2)周辺の建築物及び工作物	(2)景観上の影響が
		(3)景観の背景となる山及び樹木等	わずかであると
			認める場合は省
			略可
	景観チェックシート	景観の形成に関して工夫及び配慮を行った事項	別添様式による
	その他必要と認める図書		

表 6-2 行為の区分に応じた図書(2/5)

行為の種類	図書の種類	図書に明示する事項	備考
❷開発行為	付近見取図	(1)縮尺及び方位	
	(縮尺 1/2,500 以上)	(2)行為地	
		(3)道路、鉄道、河川その他目標となる土地、建物等	
		(4)現況カラー写真の撮影位置	
	現況カラー写真	行為地及び周辺の状況が分かる写真	4方向以上
	現況図	(1)縮尺及び方位	
	(縮尺 1/2,500 以上)	(2)敷地の境界線	
		(3)土地の高低	
		(4)樹林及び樹木の位置	
		(5)切土又は盛土を行う部分の表土の状況	
		(6)周辺の土地の利用状況	
	土地利用計画図	(1)縮尺及び方位	
	(縮尺 1/1,000 以上)	(2)敷地の境界線	
		(3)敷地に接する道路の位置及び幅員	
		(4)敷地内公共施設の位置及び形状	
		(5)敷地内建築物、工作物及び広告物の位置及び用途	
		(6)伐採する樹木等の位置、樹種及び樹高	
		(7)植栽する樹木等の位置、樹種及び樹高	
		(8)寸法	
	造成計画平面図	(1)縮尺及び方位	
	(縮尺 1/100 以上)	(2)敷地の境界線	
		(3)切土又は盛土を行う土地の部分	
		(4)行為後の法面、擁壁その他構造物等の位置	
		(5)道路の位置及び幅員	
		(6)寸法	
		(7)計画断面図の縦断及び横断の位置及び方向	
	造成計画断面図	(1)縮尺及び方位	縦断図及び横断図
	(縮尺 1/100 以上)	(2)敷地の境界線	
		(3)行為の前後における土地の形状の差異	
		(4)寸法	
	景観チェックシート	景観の形成に関して工夫及び配慮を行った事項	別添様式による
	その他必要と認める図書		

表 6-3 行為の区分に応じた図書(3/5)

行為の種類	図書の種類	図書に明示する事項	備考
4土地の形質	付近見取図	(1)縮尺及び方位	
の変更等	(縮尺 1/2,500 以上)	(2)行為地	
		(3)道路、鉄道、河川その他目標となる土地、建物等	
		(4)現況カラー写真の撮影位置	
	現況カラー写真	行為地及び周辺の状況が分かる写真	4方向以上
	現況図	(1)縮尺及び方位	
	(縮尺 1/2,500 以上)	(2)敷地の境界線	
		(3)土地の高低	
		(4)樹林及び樹木の位置	
		(5)切土又は盛土を行う部分の表土の状況	
		(6)周辺の土地の利用状況	
	計画平面図	(1)縮尺及び方位	
	(縮尺 1/100 以上)	(2)敷地の境界線	
		(3)切土又は盛土を行う土地の部分	
		(4)法面、擁壁その他構造物等の位置	
		(5)廃土石の堆積の方法、面積及び高さ	
		(6)遮蔽物の位置、種類及び構造	
		(7)道路の位置及び幅員	
		(8)寸法	
		(9)計画断面図の縦断及び横断の位置及び方向	
	計画断面図	(1)縮尺及び方位	縦断図及び横断図
	(縮尺 1/100 以上)	(2)敷地の境界線	
		(3)行為前後の土地の形状の差異	
		(4)寸法	
	緑化計画図	(1)縮尺及び方位	
	(縮尺 1/1,000 以上)	(2)保存する樹木、伐採する樹木、植栽する樹木等の位	
		置、樹種、樹高及び本数	
		(3)寸法	
	景観チェックシート	景観の形成に関して工夫及び配慮を行った事項	別添様式による
	その他必要と認める図書		

表 6-4 行為の区分に応じた図書(4/5)

行為の種類	図書の種類	図書に明示する事項	備考
❸物件の堆積	付近見取図	(1)縮尺及び方位	
	(縮尺 1/2,500 以上)	(2)行為地	
		(3)道路、鉄道、河川その他目標となる土地、建物等	
		(4)現況カラー写真の撮影位置	
	現況カラー写真	行為地及び周辺の状況が分かる写真	4方向以上
	計画平面図	(1)縮尺及び方位	
	(縮尺 1/100 以上)	(2)敷地の境界線	
		(3)行為地	
		(4)物件の堆積の方法、面積及び高さ	
		(5)遮蔽物の位置、種類及び構造	
		(6)敷地に接する道路の位置及び幅員	
		(7)寸法	
		(8)眺望することができる主対象の名称並びにその眺	
		望方向及び視点(市街化区域を除く)	
	計画断面図	(1)縮尺及び方位	縦断図及び横断図
	(縮尺 1/100 以上)	(2)堆積された物件の形状	
		(3)遮蔽物の種類、形状及び色彩	
		(4)寸法	
	景観チェックシート	景観の形成に関して工夫及び配慮を行った事項	別添様式による
	その他必要と認める図書		

表 6-5 行為の区分に応じた図書(5/5)

行為の種類	図書の種類	図書に明示する事項	備考
<b>⊙</b> 照明	付近見取図	(1)縮尺及び方位	
	(縮尺 1/2,500 以上)	(2)行為地	
		(3)道路、鉄道、河川その他目標となる土地、建物等	
		(4)現況カラー写真の撮影位置	
	現況カラー写真	行為地及び周辺の状況が分かる写真	4方向以上
	配置図	(1)縮尺及び方位	
	(縮尺 1/100 以上)	(2)敷地の境界線	
		(3)届出の対象となる屋外照明を設置する建築物又は	
		工作物	
		(4)屋外照明設備の位置	
		(5)敷地に接する道路の位置及び幅員	
		(6)土地の高低	
		(7)寸法	
	屋外照明設備の姿図	(1)縮尺及び方位	
		(2)屋外照明設備の形状、色彩その他の意匠、材質及び照明器具	
	景観シミュレーション図	(1)届出の対象となる屋外照明を設置する建築物又は	(1)景観の変化を表示
		工作物	(2)景観上の影響が
		(2)屋外照明設備の位置	わずかであると
		(3)屋外照明設備の照射範囲	認める場合は省
		(4)周辺の建築物及び工作物	略可
		(5)景観の背景となる山、木等	
	景観チェックシート	景観の形成に関して工夫及び配慮を行った事項	別添様式による
	その他必要と認める図書		

様式第9号(第9条、第11条関係)

**○○年○○月○○日** 

#### 景観計画区域内行為 (変更) 事前協議申出書

(宛先) 山形市長

申出者 住 所 *○○市○○町○丁目○番○号* 

氏 名 株式会社0000

**代表取締役** 〇〇 〇〇 押印不要

電話番号

000-000-0000

法人その他の団体にあっては、主たる事業所 の所在地、名称及び代表者の氏名

山形市景観条例第15条第2項<del>(第5項)</del>の規定により、次のとおり関係図書を添えて、景 観計画区域内の行為 (変更) の事前協議を申し出ます。

なお、景観重点地区内における本行為 (変更) の事前協議に当たっては、当該景観重点地区 の関係者から意見を聴くために必要な範囲内において、本申出に係る図書一式(平面図を除く。) の写しを当該関係者に提供することに同意します。

	行為の場所	山形市〇(		D-O, OO-O,	00-0		
			自然ゾーン	□山岳自然景	観 □山麓自然	景観 □ ②	谷地自然景観
		見.知.叛刑	田園ゾーン	□果樹・田園	景観 □田園内	産業景観	
	区域の別	景観類型	士生地、沙、、、	☑中心市街地	景観 □伝統市	街地景観	
			市街地ゾーン	□沿道商業景	観 口市街地住	宅景観	
		景観重点地区	□山寺景観重	重点地区 □蔵3	E温泉景観重点:	地区	
	設 計 者	住所 📿		<b>「目○番○号</b>			
	設 計 者	氏名 〇〇	<b>設計事務所</b>	(担当:00)	電話	000-0	000-0000
	施行者	住所 📿		<b>「目○番○号</b>			
	旭 1) 有	氏名 (株		<b>党表取締役</b> 〇〇	00 電話	000-00	00-0000
數	地内に建築行為や	異な場合を	<b>□</b> 新	「築 ☑増築 □	〕改築 □移転	用	<b>答所</b>
発行	為など複数の行為	が	□外	一観の変更(修繕、)	模様替、色彩の変更)	途 <b>争</b>	<del>5</del> [7]
	場合は、行為ごと してください	こ ]工作物の	# □ 新	設□増築□	〕改築 □移転	種	
	7	J 1. [P10] (7)		一観の変更(修繕、)	模様替、色彩の変更)	類	
	行為の種類	□開発行為	<b>5</b>				
		□土地の形質の	○変更等 □ 土	:地の開墾 口士	□石の採取 □鉛	拡物の掘採	□その他
		□屋外には	さける物件の地	単積 □土石	□廃棄物 □	□再生資源	□その他
		□夜間にお	らいて公衆の観	見覧に供するため	め、一定の期間網	継続して建	葉物その他の
	工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明						う照明
	行為の期間	着手予定日	1: 00年(	つの月 00日	完了予定日:	00年0	DO月 OO <sub>日</sub>
	変更理由	<b></b> //		, <del>, , ,</del>			
	※変更の場合のみ		艮切り工事、山留と 工事、ケーソンエ				
		他基礎	工事を除きます)	に着手			

する日を記入してください

			届	出部分	既存部分	<u>{</u>	信	小数点第 2 位まで(端
		敷 地 面 積	2	<b>,000.00</b> m²	<i>3,000.00</i> m²	5,	.000.00 m²	数切捨て)
		建築面積	1	<b>,000.00</b> m²	<b>1,500.00</b> m²	2,	. <b>500.00</b> m²	記入してく ださい
		延べ床面積	4	, <b>000.00</b> m²	<b>6,000.00</b> m²		. <i>000.00 *</i> n²	
	☑建築物の建	最高の高さ		<i>18.00</i> m	<i>16.00</i> m		<i>18.00</i> m	件の最低の
	築等	外観変更面積		m²	m²		m²	地盤面からの高さ(屋
		構 造			<i>鉄骨</i> 造	<b>5</b> 肾	皆建て	上工作物含
		仕上げ材料	屋根	ガルバリ外鍋板	<i>阮折板葺き</i> 外壁 .	<i>鋼板角波</i> 划	<i>łイディング</i>	む (避雷針除く))を記
		色彩	屋根	5BG/3/2	外壁	10YR/8.	.5/1	入してくだ
			届	出部分	既存部分	<u>{</u>	計	さい
行		敷地面積		m²	m²			マンセル値
1 1		築 造 面 積		m²	m²		mŕ	(色相・明
為	□工作物の建	最高の高さ		m	m		m	度・彩度)で記入してく
	設等	外観変更面積						ださい
$\mathcal{O}$		構造						
		仕上げ材料						
内		色 彩						
容	□開発行為	行為の目的						
4	□土地の形質	敷 地 面 積		m²	法面等の延長		m	
	の変更等	法面等の最高の高さ		m	法面の処理方法			
			届	出部分	既存部分	É	計	
		敷 地 面 積		m²	m²		m²	
	□物件の堆積	堆積する面積		m²	m²		m²	
	□柳什∽严峭	堆積する高さ		m	m		m	
		堆積物の種類						
		堆 積 期 間		年 月	日から 年	月	日まで	
		設置する建築物等						
	□照明	照明の種類						
		設 置 期 間		年 月	日から 年	月	日まで	
景鶴	形成のために	•000000	0000	0000				
特に	配慮した事項	•000000	0000	0000				
備	考							

- 備考 1 該当する箇所にチェックを入れてください。
  - 2 色彩は、JIS規格Z8721に定める色相及び明度、彩度の三属性の値(マンセル値)を記入してください。
  - 3 法面の処理方法は、芝付け、石積み、擁壁等と具体的に記入してください。
  - 4 堆積物の種類は、その具体的な名称を記入してください。
  - 5 各欄内に記入しきれない場合は、別紙に記載し添付してください。

#### 様式第11号(第12条、第13条関係)

#### *〇〇*年*〇〇*月*〇〇*日

#### 景観計画区域内行為 (変更) 届出書

(宛先) 山形市長

行為者 住 所 *〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号* 

株式会社〇〇不動産 氏 名

**代表取締役** 〇〇 〇〇 押印不要

000-000-0000

法人その他の団体にあっては、主たる事業所 の所在地、名称及び代表者の氏名

景観法第16条第1項 (第2項) の規定により、次のとおり関係図書を添えて、景観計画区 域内の行為 (変更) について届け出ます。

なお、景観重点地区内における本行為 (変更) の協議に当たっては、当該景観重点地区の関 係者から意見を聴くために必要な範囲内において、本届出に係る図書一式(平面図を除く。)の 写しを当該関係者に提供することに同意します。

	行為の場所	<b>山形市</b> 〇〇		番地、	<i>○○番地</i>	1			
			自然ゾ	ーン	☑山岳自	然景観	□山麓自然是	景観	□谷地自然景観
		見 <b>年</b> 日 4石 平山	田園ゾ	ーン	□果樹・	田園景観	見 口田園内層	崔業景	景観
	区域の別	景観類型	十分山下	P ) (	□中心市	街地景観	見 □伝統市領	封地景	景観
			市街地グ		□沿道商	業景観	□市街地位	主宅景	景観
		景観重点地区	□山寺;	景観重	<b></b> 直点地区	□蔵王温	温泉景観重点均	也区	
	≕n ⇒l ±4.	住所 〇〇	市()()		<b>T目O番</b> O	号			
	設計者	氏名 00	設計事	務所	(担当:	00)	電話	00	0-000-0000
	<b>+</b>	住所 00	市()		T <b>目</b> ○番○	号			
	施行者	氏名 <i>(株)</i>	00建	設化	比表取締役	00 (	○○ 電話	00	0-000-0000
-451		17+/分Hm の7-	4. <i>h/s</i> - h/s-	□親	「築 □増	築 口改	攻築 □移転	用	
	地内に建築行為や 為など複数の行為		主架寺	□外	ト観の変更	(修繕、模様	替、色彩の変更)	途	
	場合は、行為ごと		<b>4.</b> =π. <i>k\</i>	□親	f設 □増	築 口改	攻築 □移転	種	
作战	してくたさい	]]]]]]]]	]工作物の建設等		ト観の変更	(修繕、模様	替、色彩の変更)	類	
	行為の種類	☑ 開発行為	t						
		□土地の形質の	変更等	□±	上地の開墾	口土石	「の採取 □釒	広物の	)掘採 □その他
		□屋外にお	ける物質	件の堆	推積 □:	土石 🗆	廃棄物 □	手生資	ዅ □その他
		□夜間にお	いて公	衆の観	見覧に供す	るため、	一定の期間約	継続し	て建築物その他の
		工作物又	は物件	(屋夕	卜にあるも	のに限る	。) の外観に	2V	て行う照明
	行為の期間	着手予定日	: 0	<b>○</b> 年(	OO月 <i>OC</i>	旧 完	了予定日:	00	年 <i>00</i> 月 <i>00</i> 日
	事前協議適合確認書	<i>OO</i> 第 <i>OC</i>		00	<b>)</b> 年 <i>〇〇</i> 月	<b>00</b> 日交	を付)		
	事前協議からの変更	□変更あり	<b>✓</b>	変更複	なし	変更点			
	変更理由					•			
	※変更の場合のみ	工事(根切							
!!		└── ウェルエ導 他基礎エ事							

17

する日を記入してください

□土地の形質 敷 地 面 積 <b>5,000.00</b> ㎡ 法面等の延長 <b>35.00</b> m 位ま の変更等 法面等の最高の高さ <b>6.00</b> m 法面の処理方法 <b>擁壁</b> カラション				届出部	分	既存部	分		合計	
□ 全築物の建築等			敷地面積		m²		m²		m²	
□ 建築物の建築等			建築面積		m²		m²		m²	
最高の高さ m m m m m m m m m m m m m m m m m m m			延べ床面積		m²		m²		m²	
外観変更面積			最高の高さ		m		m		m	
世上げ材料 屋根 外壁		梁寺	外観変更面積		m²		m²		m²	
色 彩 屋根 外壁			構 造			造		ß	階建て	
日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本			仕上げ材料	屋根		外壁				
数 地 面 積			色 彩	屋根		外壁				
<ul> <li>第 造 面 積</li></ul>				届出部	分	既存部	分		合計	
<ul> <li>第 造 面 積</li></ul>	行		敷地面積		m²		m²		m²	
大田	11		築 造 面 積		$m^2$		m²		m²	
大き   大き   大き   大き   大き   大き   大き   大き	為	□工作物の建	最高の高さ		m		m		m	
内		設等	外観変更面積							
内   一   色   彩   行為の目的   達売分譲   小数   数 地 面 積   5,000.00 ㎡   法面等の延長   35.00 m   位ま   数切記入   原産   1	0		構 造							
では			仕上げ材料							
②	內		色彩							
□土地の形質	容	☑開発行為	行為の目的	建売分譲				Π		小数点第 2
図変更等   法面等の最高の高さ   100	H	□土地の形質	敷地面積	5,000	. <i>00</i> m²	法面等の	延長		<i>35.00</i> m	位まで(端数切捨て)
<ul> <li>敷地面積</li> <li>堆積する面積</li> <li>堆積する面積</li> <li>堆積する高さ</li> <li>堆積する高さ</li> <li>堆積物の種類</li> <li>堆積期間</li> <li>堆積期間</li> <li>年月日から年月日まで</li> <li>設置する建築物等</li> <li>照明の種類</li> <li>設置する建築物等</li> <li>一照明</li> <li>最間</li> <li>年月日から年月日まで</li> <li>最間形成のために</li> <li>特に配慮した事項</li> </ul>		の変更等	法面等の最高の高さ	6	<i>5.00</i> m	法面の処理	見方法			記入してく
□物件の堆積						既存部			合計	ださい
□物件の堆積										
推積する高さ M M M M M M M M M M M M M M M M M M M		   □物件の堆積		高さを記入し			m²		m²	_
推積期間 年 月 日から 年 月 日まで     設置する建築物等     照明の種類     設置 期間 年 月 日から 年 月 日まで     景観形成のために 特に配慮した事項 ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○				さい			m		m	_
□照明										_
照明の種類       設置期間 年 月 日から 年 月 日まで       景観形成のために 特に配慮した事項				年	月	日から	年	月	日まで	_
設置期間     年月日から年月日まで       景観形成のために特に配慮した事項     ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇										_
景観形成のために ・ OOOOOOOOO 特に配慮した事項 ・ OOOOOOOOO		□照明							>	-
特に配慮した事項 ・ 00000000000000000000000000000000000						日から	年	月	日まで	4
備考	特に	配慮した事項	•000000	00000	0					_
1	1	T.A.								1

- 備考 1 該当する箇所にチェックを入れてください。
  - 2 色彩は、JIS規格Z8721に定める色相及び明度、彩度の三属性の値(マンセル値) を記入してください。
  - 3 法面の処理方法は、芝付け、石積み、擁壁等と具体的に記入してください。
  - 4 堆積物の種類は、その具体的な名称を記入してください。
  - 5 各欄内に記入しきれない場合は、別紙に記載し添付してください。

## 景観チェックシート (参考:中心市街地景観・建築物の建築等) 一部抜粋

	要素	景観形成基準	チェック内容	具体的に
配	周辺環境へ	周囲の建築物との連続性に	☑ 周囲のまちなみと壁面線を合わせた。	・通り一帯の5mの
置	の配慮	配慮し、周辺の建築物と調	□ 周囲のまちなみから突出した規模となら	セットバックに合
規模		和する配置とすること。	ないよう配慮した。	わせた壁面線とし
模			□ その他 ( )	た。
	自然環境へ	敷地内に大木や古木、良好	☑ 既存樹木の特徴を生かした。	・敷地内の既存の大
	の配慮	な樹林、水辺等がある場合	□ 既存水辺等の特徴を生かした。	木を生かすため、
		には、これらに配慮した配	□ その他 ( )	中庭を配置した。
		置とすること。		
	歴史的まち	歴史的建造物が連続した景	☑ 歴史的建造物との適正距離に配慮した。	・隣接する歴史的建
	なみへの配	観に埋没しないような配置	□ 高さを低く抑えた。	造物との間に空地
	慮	となるように努めること。	□ その他(	を配置した。
	壁面	建築物等の壁面線は、でき	☑ 壁面線を道路から後退した。	・隣地の壁面線に合
		るだけ道路境界線や隣地境	□ 建築物等の周囲に空地を配置した。	わせて、建築物を
		界線から後退させ、ゆとり	□ 前面道路側にオープンスペースを確保し	後退させた。
		空間を確保すること。	た。	・隣地との間に空地
			✓ その他(道路から後退させた部分に植栽	を配置した。
		歩道への圧迫感を抑え、オ	<i>した。</i> )	
		ープンスペースの確保に努		
		めること。		
	高さ	背景となる山麓の稜線に配	☑ 背景となる山麓の稜線をできるだけ超え	
	(眺望への	慮すること。	ないよう配慮した。	
	配慮)		☑ 遠望する山並みの見通しに配慮した。	
			□ その他 ( )	
	高さ	周囲のまちなみから突出し	☑ 周囲の建築物等の高さのバランスに配慮	・周辺の建築物と比
	(周辺への	ない高さ、建築物と敷地の	した。	較し、突出しない
	配慮)	バランスに配慮すること。	☑ 敷地と建築物の高さのバランスに配慮し	よう高さを抑え
			た。	た。
			□ その他 ( )	
形	周辺との調	前面道路からの正面性に配	□ 屋根の形態・意匠を工夫した。	・低層階に隣接する
態	和	慮し、周辺建築物との調和	☑ 外観・外壁の形態・意匠を工夫した。	歴史的建造物の意
意		やまちなみの連続性に配慮	□ バルコニー・ベランダを工夫した。	匠を取り入れた。
匠		すること。	口 エントランスやアプローチを工夫した。	
			☑前面道路からの正面性に配慮した。	
			☑ まちなみの連続性に配慮した。	
			☑ 広告物の表示面積や設置箇所数を少なく	
			した。	
			□ 広告物の配置や形態・意匠を工夫した。	
			□ その他(    )	
	良好な景観	低層階の形態・意匠につい	☑ 低層階の形態・意匠を工夫した。	・開放感のある意匠
	との調和	ては、開放感のある形態・	☑ 建築物としての魅力創出のための工夫を	とするため、低層
		意匠とする等、ホスピタリ	Ltc.	階の大部分に窓を
		ティ表現(おもてなしの	☑ 歩行空間の賑わい創出の工夫をした。	配置した。
		心)を大切にし、歩行空間	口その他(	・エントランスの両
		の賑わいの創出につなげる		サイドに、お客様
		こと。		用のオープンテラ
				スを設けた。

要素景観形		景観形成基準	チェック内容	具体的に
形	色彩	著しく彩度の高い色彩の使	☑ 外壁・屋根の基調色を低彩度とした。	・隣接する歴史的建
態	(外壁・屋	用を控え、周辺の景観と調	(東面)基調色(マンセル値) : <i>10YR/8.5/1</i>	造物の壁面に配慮
意匠	根の基調	和した色彩とすること。	( 基準内 □ 基準外)	し、類似した色彩
匠	色)		その他の色(マンセル値) : <i>5BG/3/2</i>	の木目調の色彩と
		全体としてまとまりある景	(☑ 基準内 □ 基準外)	した。
		観とするため、周辺に多く	(西面)基調色(マンセル値) : <i>10YR/8.5/1</i>	
		用いられる色彩と類似した	(₫ 基準内 □ 基準外)	
		色彩を使用するなどの工夫	その他の色(マンセル値) : <i>5BG/3/2</i>	
		をすること。	(☑ 基準内 □ 基準外)	
			(南面)基調色(マンセル値) : <i>10YR/8.5/1</i>	
			(🗹 基準内 🛭 基準外)	
			その他の色(マンセル値) : <i>5BG/3/2</i>	
			(☑ 基準内 □ 基準外)	
			(北面)基調色(マンセル値) : <i>10YR/8.5/1</i>	
			(☑ 基準内 □ 基準外)	
			その他の色(マンセル値): <i>5BG/3/2</i>	
			(☑ 基準内 □ 基準外)	
			(その他)基調色(マンセル値):	
			(□ 基準内 □ 基準外)	
			その他の色(マンセル値):	
			(□ 基準内 □ 基準外)	
			☑ 周辺の景観との調和に配慮した。	
			│□ 建築物全体としてまとまりのある色彩 │	
			とした。	
			☑ 周辺一体としてのまとまりを創出する	
			工夫をした。	
	アクセント	   彩度の高いアクセント色を	│ □ その他( ) ) )	・隣接する歴史的建
	りりせつド 色		アクセント色の使用面積割日 : 0/0   アクセント色の色彩(マンセル値) :	造物に配慮し、派
	D	など、まちなみに彩りを加		手なアクセント色
		え、賑わいを創出するこ	した。	の使用は控えた。
				の反所は主えた。
		<b>C</b> °	割合に配慮した。	
		   彩度の高いアクセント色を	□ 広告物の基調色を低彩度とした。	
		使用する場合は、組み合わ	☑ 広告物へ使用する色数を少なくするよ	
		せや使用面積のバランスを	う努めた。	
		工夫し、過剰に使用しない	□ その他 ( )	
		こと。	·	
	素材(外	耐久性のあるものの使用に	屋根の素材: <i>ガルバリウム鋼板折版葺き</i>	
	壁・屋根)	努めること。	外壁の素材: <i>鋼板角波サイディング</i>	
			☑ 腐食や退色しにくい外装材を使用し	
		地域特有の材料を用いるよ	<i>t</i> =。	
		うに努めること。	□ 地域特有の材料を使用した。	
			□ その他 ( )	

**〇〇年〇〇月〇〇**日

#### 景観計画区域内行為完了等報告書

(宛先) 山形市長

行為者 住 所 *〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号* 

氏 名 **株式会社**〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 押印不到

電話番号 000-000-0000

法人その他の団体にあっては、主たる事業所 の所在地、名称及び代表者の氏名

山形市景観条例第22条の規定により、次のとおり関係図書を添えて、景観計画区域内の行為の完了<del>(中止)</del>について報告します。

なお、届出した内容と変更はありません。

景観計画区域内行為 <del>(変更)</del> 適合通知書の番号		OO第 OO号 ( OO年 OO月 OO日交付)
行為の	地名・地番	山形市〇〇町〇丁目〇番〇号
場所	区域の別	中心市街地景観
行為の種類		建築物の増築
	の 完 了 <del>)</del> 年月日	OO年OO月OO日